

第5章

景観資源の質的向上に関する事項

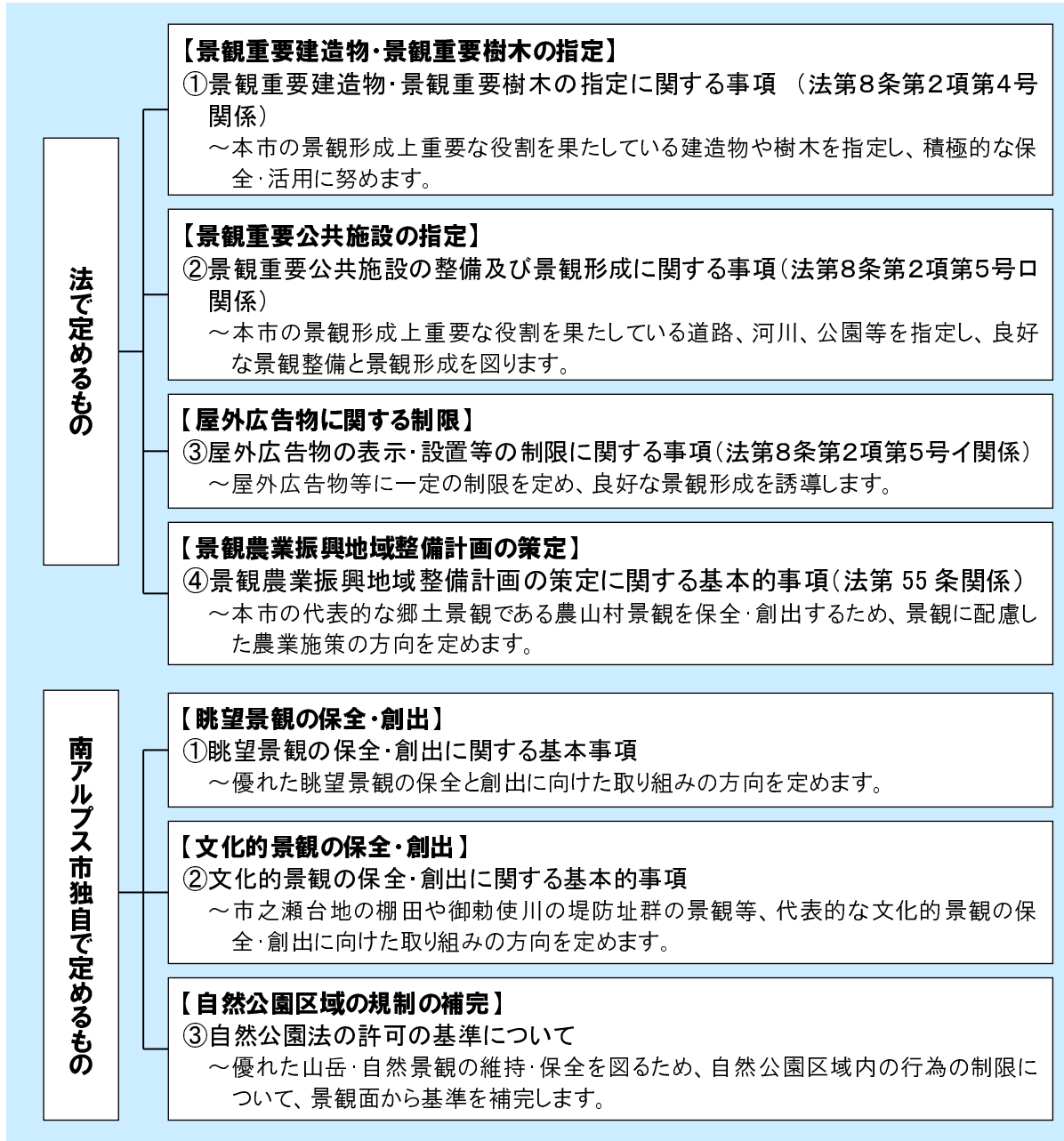


第5章 景観資源等の質的向上に関する事項

■本市で定める事項

優れた景観の保全と景観資源の質的向上を図るため、南アルプス市では、第4章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定めます。

■景観資源等の質的向上に向けて定める事項



1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第4号関係)

(1) 基本的事項

地域の特性を生かした景観形成を図るためには、市内に点在する特徴的な景観資源の保全と積極的なまちづくりへの活用を図ることが大切です。

このため、市内の建築物・工作物（以下「建造物」）および、樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定し、景観資源の保全と隣接地など、周辺を含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「南アルプス市景観審議会」の意見を聴くものとします。

(2) 指定に関する事項

1) 景観重要建造物(建築物、工作物)

市内には、御勅使川の治水・利水の歴史を物語る建造物をはじめ、古民家や蔵、水路、石積み等の歴史的な建造物、個性的な公共建築物など、地域景観を特徴づけている建造物が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路など、公共の場所から容易に見ることができる建造物を次の指定基準に基づき、「景観重要建造物」として指定し、積極的に保全・活用に努めます。

■ 指定基準

- 南アルプス市、地域の歴史、文化的な特色を有し、保全・継承していく必要性の高いもの
- 外観について優れたデザインをもち、地域のランドマーク、シンボルとなっているもの
- 市民、地域住民、観光客に愛され、親しまれているもの
- 今後の良好な景観形成のお手本となるもの

2) 景観重要樹木

市内には、文化財の指定を受けていないが、古くから地域の住民に親しまれ、まちのシンボルとして地域景観を特徴づけている大木、古木が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路など公共の場所から容易に見ることができる樹木を、次の指定基準に基づき「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用に努めます。

■ 指定基準

- その樹容(規模、樹形等)から地域のランドマークとなっている大木・古木など
- 地域の歴史や文化を感じさせる樹木で、保全していく必要性の高いもの
- 市民、地域住民に愛され、親しまれている樹木
- アイストップとなっている樹木など、景観形成上重要な役割を果たしているもの

注) * 「景観重要建造物」および、「景観重要樹木」の指定方針は、歴史的価値・文化的価値のみを判断するのではなく、景観形成上の役割から判断しています。新しいものであっても、それが、地域の景観形成上重要な役割を果たしているものであれば指定の対象となります。
ただし、文化財保護法により国宝、重要文化財、または史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは指定の対象からは除外します。
今後、指定されると、所有者及び管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更することとなる行為については市長の許可が必要となります。

2 景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項

(法第8条第2項第5号口関係)

(1) 基本的事項

道路、河川、都市公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、地域の特性に応じた整備を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

このため、本市の景観の骨格を形成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、都市公園等）については、「景観重要公共施設」に指定し、その整備方針と占用許可等の基準を定めます。

なお、これらの指定にあたっては、公共施設管理者や「南アルプス市景観審議会」の意見を聞くものとします。

(2) 指定に関する事項

本市の景観の骨格を形成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、都市公園等）については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。また、本市の景観重要公共施設としては、下記に示す施設が想定されます。今後、公共施設管理者との協議・同意を得て具体的な景観重要公共施設の指定を進めます。

なお、景観重要公共施設の指定に際しては、公共施設管理者と十分な協議を行い、随時追加指定できるものとします。

■ 指定基準

- 市民や観光客など、多くの人々に親しまれているシンボリックな道路、公園、河川等
- 優れた眺望を有する道路、公園、河川等
- 骨格的な風景の軸を形成している道路や河川等
- 特徴的な景観を有する土木構造物等

注) * 公共建築物等は、景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

■ 想定される景観重要公共施設(案)

① 景観重要道路

<市街地周辺>

中部横断自動車道／新山梨環状道路／甲西バイパス／アルプス通り／国道 52 号／
(主) 甲斐芦安線 (南アルプス街道) ／楡形スポーツ公園通り／憩いの桜通り／小笠原中央通りなど

<中山間地域>

ウェスタンライン (富士川西部広域農道ほか) ／県道県民の森公園線／南アルプス林道／県道南アルプス公園線／楡形山林道など

<橋梁・トンネル>

開国橋／信玄橋／浅原橋／釜無川大橋／桃花橋 (ループ橋) ／坪川大橋／吊尾根トンネル／夜叉神トンネルなど

② 景観重要河川

<河川>

御勅使川／釜無川／野呂川／滝沢川／秋山川／坪川／徳島堰
大樺沢、金山沢、白鳳溪谷など

<湖>

北伊奈ヶ湖／南伊奈ヶ湖／菖蒲池など

③ 景観重要公園

御勅使南公園／白根中央公園／楡形総合公園／滝沢川公園／遊・湯ふれあい公園／秋山川すももの郷公園など

(3)整備方針に関する事項

指定された景観重要公共施設については、次の整備方針に基づき、地域まちづくりや観光まちづくりなどと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

具体的には、今後、全ての公共施設を対象に策定を検討する「(仮称)南アルプス市公共施設デザインガイドライン」に基づき、先導的な景観整備を進めていきます。

■景観重要公共施設の整備方針(案)

- 景観に配慮した工作物・構造物の整備
 - ・道路:舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・法面、ストリートファニチャー等
 - ・河川:護岸、水辺空間、管理道路、河川占用物など
 - ・公園:園路、広場、出入口、トイレなどの施設・各種工作物など
- 統一感があり、美しい公共サインの設置(南アルプス市公共サイン計画の活用)
- 眺望に配慮した工作物の設置
- 眺望場所の整備
- 地域の特性に応じた道路や河川の緑化推進および適正な維持管理
- 道路や河川のビスタ(視点場から眺める景観)、シークエンス(移動による景観の変化)への配慮
- 屋外広告物の適正な規制・誘導
- 周辺の良い既存樹林地の保全

(4)占用等許可の基準について

景観重要公共施設の占用にあたり、占用許可等の基準を次のように定めます。

なお、平成23年3月31日以前の既存の工作物等や、地中に埋設するため周辺の景観に影響のない工作物はこの限りではありません。

■占用許可の基準について

区分	根拠法	許可の基準
景観重要道路	道路法第32条第1項または第3項の許可の基準	工作物の形態・意匠については周辺の地域景観との調和や眺望景観に配慮すること。
景観重要河川	河川法第24条または第26条第1項の許可の基準	
景観重要公園	都市公園法第5条第1項または第6条第1項もしくは第3項の許可の基準	



・御勅使川

(1) 基本的事項

屋外広告物は、市民や観光客などに多くの情報を与えたり、商業地、観光地などのまちなみに賑やかな印象を与えたりといった効果があります。

しかし、近年、開国橋や浅原橋周辺をはじめ、幹線道路沿道を中心に派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫が顕在化しつつあり、本市の良好な景観への影響が懸念されています。そのため、広告看板類が増え、無秩序に設置されている現状を改善し、良好な景観形成を図るため、屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為について、一定のルール（制限）を定める必要があります。

現在、本市における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、県からの委任により「山梨県屋外広告物条例」（平成17年7月1日、改正・施行）に基づく適切な規制誘導を行っており、当面は、県条例の周知と積極的な活用を図ります。

今後は、「南アルプス市景観計画」を踏まえ、屋外広告物法に基づく「(仮称)南アルプス市屋外広告物条例」を検討・制定し、これに基づいて地域の実情に即した規制誘導を行っていきます。

(2) 行為の制限に関する事項

本計画では、屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為についての基本的な制限事項を次のように定めます。具体的な規制誘導は、今後制定する「(仮称)南アルプス市屋外広告物条例」に基づいて行いますが、それまでの間は、「山梨県屋外広告物条例」の規定に基づくものとします。

なお、「南アルプス市景観計画」における「山岳・山間地域」と「里山地域」については、「南アルプス市景観計画」策定に伴い適用となる県条例の規定*により、優れた自然景観、眺望景観等の積極的な保全を図ります。

■ 基本的な考え方

屋外広告物等については、次の設置基準により適切な規制・誘導を図ります。

特に、良好な眺望場所や主要な幹線道路沿い、公園や景勝地など人が集まり人目に触れることの多い地域の周辺においては、周辺景観に調和したものとなるよう十分に配慮します。

■ 屋外広告物設置基準

項目	設置基準
位置、形状、規模、意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の周辺など、良好な景観の維持保全を図る必要が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないように、掲出位置に配慮すること。 ○屋外広告物等については、必要最小限度の大きさにとどめるとともに、山並み等の眺望や道路の快適な見通しの保全、周辺の景観との調和に配慮すること。 ○主要な幹線道路沿いに、広告旗などの一時的な広告やサインをやむを得ず設置する場合は、必要最小限度にとどめ、市の指導を受けること。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しないこと。 ○幹線道路交差点付近の複数の野立て看板広告物等については、コンパクトに集約化することとし、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、その足回りの修景や緑化に努めること。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、派手になり過ぎないように留意すること。 ○安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しないこと。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮すること。 ○耐久性に優れ維持管理が容易な素材を用いるよう努めること。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ○照明機器は必要最小限とするよう努めること。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにすること。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しないこと。

注) * 山梨県屋外広告物条例第7条第1項第3号の規定により第1種許可地域の基準を適用します。

4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項（法第55条関係）

(1) 基本的事項

南アルプスの山々を背景に、広大な扇状地に広がる果樹園や河川沿いの平坦地に展開する水田に囲まれた田園風景は、本市の代表的な郷土景観となっています。

水害との闘いの歴史、「山方」、「根方」、「原方」、「田方」といった地域の暮らしや営みを背景に、各地域には、果樹園や水田などの農地が広く分布し、その中に大小の集落地が形成され、山岳、森林、里山、農地、集落地の景観が一体となって、本市特有の特色ある農山村景観を形成しています。

こうした良好な農山村景観の維持・保全・創出と良好な営農条件の確保を一層推進するため、「南アルプス農業振興地域整備計画」と整合を図りながら、以下に示す「景観農業振興地域整備計画」*の策定を検討します。

(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項

① 景観農業振興地域の区域

景観農業振興地域の区域は、農業振興地域内のうち、農山村景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講じていくことが望まれる次のような区域について定めます。

■ 区域の選定基準(案)

- 扇状地一帯のサクランボやモモ、スモモなどの果樹園を中心とした農業集落地域
- 水の豊かな釜無川氾濫原に広がる水田を中心とした農業集落地域（南湖など）
- 里山を背景に美しい「棚田」が展開する農業集落地域（市之瀬台地周辺など）
- 特徴的な景観を有する集落地を中心とした農業集落地域（曲輪田、西野、加賀美、高尾の山村集落など）
- 歴史性ある堰や樋門などのかんがい施設をもつ農業集落地域（徳島堰周辺）など

② 景観と調和の取れた土地の農業上の利用に関すること

景観農業振興地域内の農用地や農業用施設等については、特に、現在大きな問題となっている耕作放棄地対策をはじめ、農地の維持管理や景観作物の共同栽培など、景観に配慮した土地の農業利用のあり方について定めます。

③ 景観農業振興地域の区域における整備、開発および保全に関する事項

景観農業振興地域の区域については、景観形成に関わる次の事項を具体的に定めます。

■ 計画に定めるべき事項(案)

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項（農振法第8条第2項第2号）（景観に配慮した農道、農業用水路等、景観上必要な整備に関する事項や基準など）
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第8条第2項第2号の2）（耕作放棄地等に対する基盤整備や有効活用に関する事項など）
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第8条第2項第4号）（農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など）

注) * 「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定めることとされています。

また、「景観農業振興地域整備計画」は、農振法に基づく「南アルプス農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、両計画の整合性を図ることが必要です。

景観法で定める前記4つの事項以外に、本市では、独自に次の事項について定めます。なお、これらの事項を定めるにあたっては、「南アルプス市景観審議会」の意見を聴くものとします。

(1)眺望景観の保全・創出に関する基本事項

夜叉神峠、見晴らし平、ウエスタンライン、開国橋や信玄橋周辺など、市内には優れた眺望場所が数多く分布しています。本市の優れた眺望景観は、「南アルプス市らしさ」を感じさせる貴重な景観資源であり、観光客など多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

良好な景観の形成を推進し、地域の活力をより高めていくためにも、優れた眺望景観を維持・保全し、さらにその印象と魅力を高めていくことが必要です。このため、景観形成の基本方針を踏まえ、優れた眺望景観の保全・創出に向けた次のような取り組みについて検討します。

①眺望景観の保全・創出計画の策定

本市の優れた眺望景観の保全・創出を図るため、次のような内容の「(仮称)南アルプス市眺望景観保全・創出計画」の策定を検討します。

■計画に定めるべき事項(案)

- 優れた眺望景観を形成する必要がある地域等（視対象、眺望場所など）
- 優れた眺望景観の保全・創出に関する方針
- 優れた眺望景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 眺望景観保全地域および特別地域の指定
- その他優れた眺望景観の保全・創出に関する必要な事項など

②優れた眺望景観の保全・創出に向けた取り組みの推進

■良好な眺望場所(ビューポイント)の選定

市民からの公募、フィールドワーク等の市民参加イベントなどにより、市内の優れた眺望場所を選定し、各々の眺望場所について、眺望景観の保全・創出の方針を定めます。

これらの優れた眺望場所については、今後、必要に応じて、順次追加していきます。

■良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、眺望小広場の整備、案内板・サインの設置など、魅力の向上を図るとともに、樹木の枝、電線、広告・看板など眺望景観を妨げる要因について、必要に応じて改善を図ります。

■建築物等の配慮事項

優れた眺望景観の保全・創出を図るため、良好な眺望場所周辺の建築物等については、第4章の「美しい景観形成の為の行為の制限事項」に定めた基準と併せ、特に次の事項に配慮することとします。

■眺望に対する建築物等の配慮事項

項目	配慮事項
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望場所からの眺望を著しく妨げることのないよう、特に配慮する。 ・眺望場所毎に定める眺望景観の保全・創出の方針を踏まえた形態意匠とする。 ・壁のような建築物が建つことで圧迫感を与えないよう、建築物は長大な壁面を見せないようにする。 ・屋上工作物等・屋上工作物、ペントハウス等は眺望に配慮した位置、規模、色彩とし、やむを得ず設置する場合は目隠し等により修景する。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、極力陸屋根は避け、勾配屋根とする。 ・屋根の形態は、周辺の景観との調和に配慮する。 ・屋根の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。

(2) 文化的景観の保全・創出に関する基本的事項

本市の特徴ある農山村景観は、人々の暮らしや営みの積み重ねとして永い歴史のなかで形づくられてきたものです。

次のような特徴的な景観については、文化財保護法第2条第1項第5号で掲げる「文化的景観」と位置づけ、「重要文化的景観」の選定・登録や景観の保全と活用を目指した取り組みについて検討を図ります。

そのため、始動段階として当面は景観形成上の観点から、本市を代表する文化的景観（案）について「南アルプス市景観まちづくり条例」に基づき、教育委員会との連携を図りながら市独自の「重要文化的景観」としての指定に向けた取り組みを推進します。

■本市を代表する文化的景観(案)

- 御勅使川ゆかりの歴史文化的な景観
(芦安の堰堤群、御勅使川堤防群、徳島堰などの利水施設を中心とした歴史・文化ゾーン)
- 扇状地に形成された広大な果樹園景観
- 市之瀬台地周辺の歴史文化的景観
(古墳や名刹が多く分布し、里山と棚田が一体となった美しい景観)
- 古代の条里制の残る法善寺周辺のまちなみ景観
- 高尾穂見神社周辺の歴史文化的な景観（穂見神社と農山村集落）
- 河川との営みの歴史が造り上げた天井河川の景観（甲西地区南部の河川合流部）

<参考> 文化的景観について

近年、開発によって地域の個性が失われていく中で、棚田や里山といった人々の生活や風土に深く結びついた地域特有の景観（文化的景観）の重要性が見直されるとともに、その保護の必要性が認識されるようになりました。

このような流れを受けて、平成17年4月1日に施行された改正文化財保護法では、「文化的景観」を文化財の一領域として加え、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第二条第一項第五号）と定義し、重要文化的景観の選定、現状変更の規制等に関する規定が盛り込まれました。

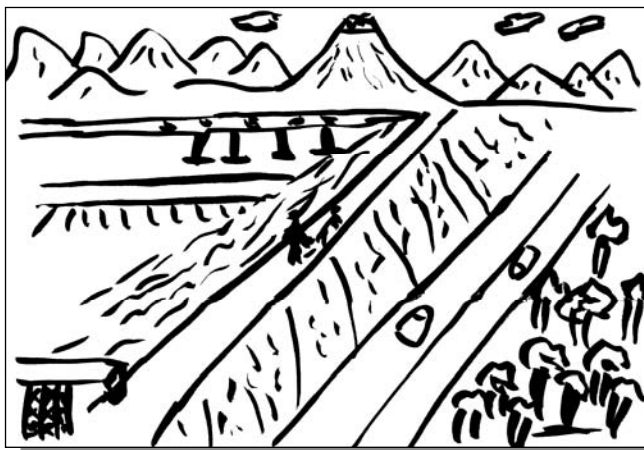
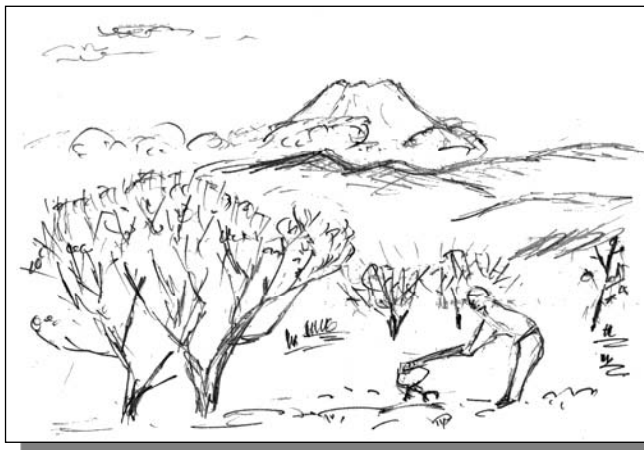
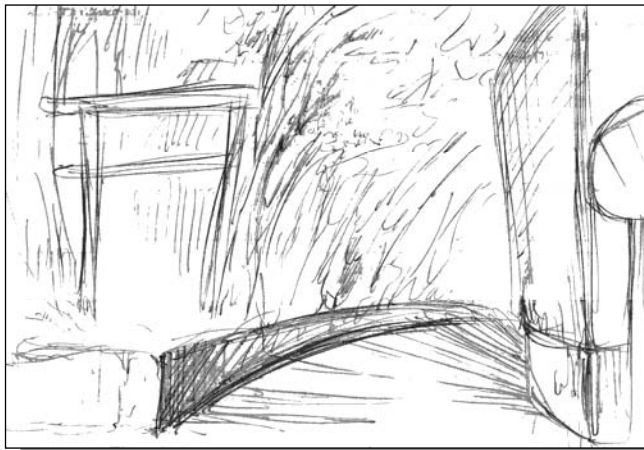
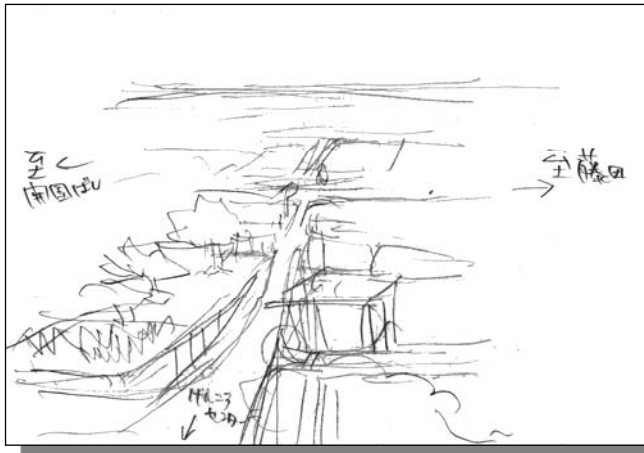
これにより、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申し出に基づき、都道府県または市町村が定める景観法に規定する景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、保存計画の策定、条例による保護措置などの条件を備えたものの中から、特に重要なものを重要文化的景観に選定することができますとしています。

(3) 自然公園法の許可の基準について

本市は、市域の多くが山岳地域であり、その大部分が、南アルプス国立公園区域（特別地域）および県立南アルプス巨摩自然公園区域（特別地域）が指定され、当該地域には、自然公園法に基づく一定の行為の制限がかけられています。

本市では、景観計画区域と自然公園区域が重複していますが、今後も山岳地域の良好な景観の維持・保全を図るため、自然公園法の許可が必要な一定の行為に関して、工作物の高さの統一、屋外広告物等の色彩、意匠、規模等の統一など、景観形成上必要な許可基準の上乗せについて検討します。

また、行為の内容を市で確認できるものについては、自然公園法と景観法・「南アルプス市景観まちづくり条例」に基づく届出が重複して必要とならないように運用面で配慮します。



●掲載の絵は、平成19年12月に実施した「景観アンケート調査」の自由記入欄（私の好きな南アルプス市の風景）に描かれた絵の中から抜粋しました。